

深浦町収入保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、農業者等の経営の安定及び持続的な地域農業の発展を図るため、農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に新規加入した農業者等に対し、予算の範囲内において深浦町収入保険加入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深浦町内在住の者（法人及び団体にあつては所在地）
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 深浦町暴力団排除条例（平成23年12月14日条例第18号）に違反しないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、収入保険に加入した農業者等が負担する1年目の掛け捨て保険料（事務費及び積立金を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1とし、5万円を限度とする。
2 前項の補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、深浦町収入保険加入促進事業

補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

（交付決定及び交付）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該申請による交付を決定し、深浦町収入保険加入促進事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、申請者が指定した金融機関の口座への振込により補助金を交付するものとする。

（交付の取消し及び返還）

第7条 町長は、補助金の交付を受け、若しくは交付を受けようとする者が次に該当したときは、補助金の交付決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。

（2）その他町長が不相当と認めたとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

深浦町収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

深浦町長 様

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

深浦町収入保険加入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請内容

保険期間開始日	年 月 日
年間保険料（事務費・積立金除く）	円
申請金額（上限5万円）	年間保険料×1/5＝ ※1円未満切り捨て 円

2 補助金の振込先として指定する口座

金融機関名	支店名
預金種別	口座番号
(フリガナ) 口座名義人	

3 添付書類

- ①加入した保険の内容及び保険料等が確認できる書類の写し
- ②保険料の支払いが確認できる書類（通帳）の写し
- ③対象者名義の振込先として指定する預金通帳の写し

第 号
年 月 日

様

深浦町長

深浦町収入保険加入促進事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の額を決定のうえ確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付申請額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |
| 4 | その他 | |

上記補助金は、申請の際に指定いただいた口座に振り込みます。